

文部科学省通知文書（2007年12月6日）

19ス学健第22号

平成19年12月6日

各都道府県教育委員会教育長

殿

各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長

常 盤 豊

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長

作 花 文 雄

公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備について（通知）

文部科学省においては、毎年度、公立学校及び学校給食調理場（以下「公立学校等」という。）を対象とした労働安全衛生法に基づく管理体制（以下「体制」という。）の整備状況について調査を行い、各地方公共団体における体制の整備状況を把握するとともに、その結果を周知しているところです。特に、平成18年度の調査においては、公立学校等における速やかな体制整備を図るため、従前の調査に加え、体制が整備されていない事業場を所管する教育委員会を対象に、整備が進まない理由について追跡調査を実施しました。

本調査結果によれば、衛生管理者等の選任、衛生委員会等の設置のいずれに関しても、未だ十分に整備されていない状況にあります。また、公立学校における面接指導体制の整備状況については、常時50人以上の教職員を使用する事業場のうち、約40%の事業場で面接指導体制が未整備となっています。体制整備が進まない理由としては、事業者である教育委員会において、体制整備の必要性及び関係法令等についての理解が不十分であることが考えられます。

労働安全衛生法に基づく管理体制の整備は、教職員が意欲と使命感を持って教育活動に専念できる適切な労働環境の確保に資するものであり、ひいては、学校教育全体の質の向上に寄与する観点から重要なものです。

さらに、平成20年4月より、常時50人未満の労働者を使用する事業場も含め、すべての事業場に面接指導等が義務付けられることとなっており、これまで当該規定の適用対象とされていなかった学校においても、面接指導が実施できるような体制の整備を速やかに行う必要があります。

つきましては、「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について」（平成18年4月3日付け18ス学健第1号通知）及び別添の調査結果等を踏まえ、速やかに所要の措置を講ずるとともに、学校及び学校給食調理場における労働安全衛生対策に万全を期していただくようお願いします。

なお、このことについては、都道府県教育委員会においては、域内の市町村教育委員会に対しても周知されるようお願いします。

（本件担当）

文部科学省スポーツ・青少年局

学校健康教育課 企画・健康教育係

TEL：03-6734-2695

FAX：03-6734-3794

E-Mail：gakkoken@mext.go.jp

労働安全衛生管理体制整備の際の留意点

(1) 衛生管理者等の職務と有資格者を生かした体制づくり

●衛生管理者● 対象：常時50人以上の教職員を使用する学校

日常の主な職務

- ・ 少なくとも週1回学校を巡回し、空調設備などの施設・設備、温度・採光などの環境衛生、教職員の勤務実態等を点検し、問題があるときは所要の措置を講ずる。
- ・ 上記の事後措置等について、月1回の衛生委員会で報告する。
- ・ 健康診断等の結果を踏まえ、心身両面にわたる健康指導を実施するなど、教職員の健康管理を行う。
- ・ 問題等が発生した場合は、産業医等との意見交換を行う。

学校においては、衛生管理者の資格を有していない者に新たに免許取得を支援する方策以外に、既に資格を有している者（養護教諭等）を活用することにより、速やかな体制の整備が可能となります。ただし、このことは衛生管理者等を特定の職種の職員に限定するものではありません。

●衛生推進者● 対象：常時10人以上50人未満の教職員を使用する学校

日常の主な職務

- ・ 学校を巡回し、空調設備などの施設・設備、温度・採光などの環境衛生、教職員の勤務実態等を点検し、問題があるときは所要の措置を講ずる。

(2) 産業医の主な職務・資格要件と学校医との関係

●産業医● 対象：常時50人以上の教職員を使用する学校

産業医の主な職務

- ・ 健康診断等を通じて、教職員の健康管理を行うとともに、少なくとも毎月1回学校を巡回し、教職員の勤務実態、学校の衛生状態等の点検を行い、問題があるときは所要の措置を講ずる。

産業医の主な資格要件

- ・ 日本医師会の産業医学基礎研修及び産業医科大学の産業医学基本講座を修了した者
- ・ 労働衛生コンサルタント試験「保健衛生」区分の合格者

学校医と産業医では職務内容が重複する部分もあるため、学校医の中から産業医を選任するという方策によれば比較的簡単に産業医の選任が可能であるといえます。

(3) 衛生委員会の主な委員及び審議事項と学校保健委員会等との関係

●衛生委員会● 対象：常時50人以上の教職員を使用する学校

主な審議事項

- ・ 勤務中の事故等に関する原因調査・防止対策と勤務環境管理
- ・ 健康診断等の結果に基づいた教職員の健康管理
- ・ 教職員に対する安全衛生教育についての計画の策定

衛生委員会の主な委員

- ・ 総括安全衛生管理者（選任義務のない事業場では事業の実施を統括管理する者等のうちから事業者が指名した者）
- ・ 衛生管理者のうちから事業者が指名した者
- ・ 産業医のうちから事業者が指名した者

衛生委員会の設置・運営にあたっては、委員会を構成する委員を確保した上で、学校保健委員会等の既存の委員会との併用も考えられます。

(4) 面接指導体制の整備について

●面接指導● 対象：全ての学校

主な注意事項

- ・ 平成20年4月1日より、常時50人未満の教職員を使用する学校においても、医師による面接指導を実施することができる体制を整備する必要がある。

学校においては、教職員の勤務時間の適正な把握に努める必要があります。